

令和3年8月18日（水）午後2時

大阪広域水道企業団

泉南水道センター

電 話 072-482-6551（直通）

F A X 072-482-1460

泉南水道事業における水道料金の過大徴収による返還について

令和3年3月18日、給水管引込工事の一部において接続誤りがあり、泉南市内にお住まいのお客様（A氏）の水道料金を20年以上にわたり過大に徴収していたことが判明しました。

この度、当該お客様に対し、過大に徴収した水道料金を遅延損害金を加えて返還いたしましたのでお知らせします。

なお、水道料金は下水道使用料と合算し徴収していることから、本件同様、下水道使用料についても泉南市から返還されておりますので、併せてお知らせします。

お客様及び関係者の皆様にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後同様のことが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

記

1 過大徴収額及び返還額

(1) 過大徴収額 804,183円（平成12年3月分～令和3年1月分）

(2) 返還額 1,165,317円（民法の規定に基づき計算）

（内訳）

・ 過大徴収額 771,927円※

・ 遅延損害金 393,390円

※民法第724条の規定により、消滅時効は20年

（参考） 下水道使用料（泉南市から返還）

(1) 過大徴収額 637,257円（平成12年3月分～令和3年1月分）

(2) 返還額 893,703円（民法の規定に基づき計算）

（内訳）

・ 過大徴収額 618,777円

・ 遅延損害金 274,926円

2 経緯

- (1) 令和3年3月、A氏宅で行われた水道工事の際、止水栓を閉操作したところ、隣のB氏宅の水道も合わせて停止
- (2) 水道メーターを確認したところ、A氏宅の水道メーターが、B氏宅の水道使用量を上乘せして計量していることが判明

3 原因

B氏宅の給水装置が市道の本管から直接給水管を引き込みせず、A氏宅の水道メーター通過後の給水管から分岐してB氏宅へ引き込んでいることが原因と考えられます。

4 今後の対応

今回のような接続誤りが再発しないよう、当企業団では、事業者に対して給水装置工事が適正になされるよう指導・監督及び完成検査を徹底して実施してまいります。